

茨木市中高層建築物の建築に係る 紛争の防止及び調整に関する条例

手引き

令和7年（2025年）1月発行

令和8年（2026年）4月改訂



茨木市 都市活力部 建築調整課

目 次

1. 中高層建築物とは	1
2. 建築主等の計画上の配慮等	4
2-1. 建築主等の役割・必要な措置	4
2-2. 敷地内の空間の確保	5
3. 条例に基づく主な手続	9
3-1. 手続フロー等	9
3-2. オンライン手続のご案内	11
3-3. 中高層建築物の計画の届出	12
3-4. お知らせ標識の設置と報告	13
3-5. 事前説明をする近隣住民等の範囲	15
3-6. 事前説明をする時期と項目	18
3-7. 説明の実施報告・お知らせ標識の記載と報告	22
3-8. 事前協議申出書の提出・お知らせ標識の記載と報告	24
3-9. 計画の変更・取止め	25
4. 建築予定地の近隣の皆さんへ	26
5. 意見書・見解書	27
6. あっせん・調停	29
7. 逐条解説	31
8. 様式記載例	49

凡 例

茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例	条例
茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行規則	規則
茨木市中高層建築物紛争調整委員会規則	調整委員会規則
茨木市中高層建築物紛争調整委員会	調整委員会
茨木市開発行為等の手続等に関する条例	手続条例